

文例（生命保険の受取人の変更）

第〇条 遺言者は、次の生命保険契約の生命保険の受取人を、妻〇〇〇〇（生年月日）から長男〇〇〇〇（生年月日）に変更する。

保険会社 〇〇生命保険会社

証書番号 〇〇〇〇〇

保険金額 〇〇〇〇万円

第〇条 遺言者は、本遺言前条の遺言執行者として、長男〇〇〇〇を指定する。

長男〇〇〇〇は、相続開始後速やかに〇〇生命保険会社に対し、保険金受取人変更の通知をするとともに、所定の手続きをすること。

遺言で生命保険の受取人を変更することができます。

ただし、生命保険の受取人を変更するには、相続開始後に生命保険会社で受取人変更の手続きが必要とされ、保険契約者の相続人がその旨を保険会社に通知しない限り、対抗できないとされています。遺言ではなく、生前に契約内容の変更をもって、受取人を変更しておいたほうが生命保険金の受取が円滑に行えます。

｜保険金受取人は誰か？

保険金受取人が遺言者自身の場合は、相続財産になりますが、特定の誰かを受取人に指定した場合は、受取人の固有の権利となり相続財産になりません。ただしその受領額は特別受益になるという考えが一般的です。受取人をただ「相続人」と指定した場合は、相続財産ではありませんが、相続分に応じて分割されます。